

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川消費者協会事業費補助金																				
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	H28		終期	-											
予算事業名	消費生活行政推進費					(事業コード)	102104														
所管部署	市民生活部		市民生活課		消費生活センター		電話番号	内線 80-2650													
交付先(団体,個人等)	一般社団法人旭川消費者協会																				
交付目的	(対象) 誰,何に対して	市民(消費者)																			
	(意図) どういう状態にしたい	消費生活に必要な情報の提供や悪質商法による消費者被害の未然防止が図られた状態																			
対象事業等の内容	消費者出前講座, 消費者講演会等消費者啓発事業																				
積算方法	補助対象となる事業への市以外の補助金, その他の収入を除いた額とし, かつ, 本市の予算の範囲内において市長が定める。																				
事業量指標と過去5年間の実績	① 開催回数					②															
	単位:回					単位:															
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02											
<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>33</td> <td>41</td> <td>31</td> <td>34</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>											33	41	31	34	10						
33	41	31	34	10																	
成果指標と過去5年間の実績	① 参加者数					②															
	単位:					単位:															
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02											
<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>1,719</td> <td>1,919</td> <td>1,081</td> <td>1,413</td> <td>467</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>											1,719	1,919	1,081	1,413	467						
1,719	1,919	1,081	1,413	467																	

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金	600	280	300	157	300	
	協議会負担						
	その他	218	78	86	0	50	
	収入合計	818	358	386	157	350	
	市補助率(%)	73.3%	78.2%	77.7%	100.0%	85.7%	
	支出合計	818	358	386	157	350	
うち食糧費, 交際費							
次年度繰越							
市負担額	一般財源	100	100	100	1	100	
	特定財源	500	180	200	156	200	
	人件費	正職員	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
		人工金額	721	728	737	737	747
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
その他事務費							
合計	1,321	1,008	1,037	894	1,047		
受益対象者数	1,919	1,081	1,413	467	1,500		
補助金単位コスト(単位:円)	688	932	734	1,914	698		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令, 条例, 規則, 要綱等に基づいている ◆ 支出目的, 支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営, 会計処理等	◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的, 事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し, 妥当である 消費者協会は消費生活に必要な情報の提供や悪質商法による消費者被害の未然防止を目的として設立された団体であることから補助目的との整合性がとれている					

※人件費(正職員分)は, 平成29年度7,205千円, 平成30年度7,282千円, 令和元年度7,369千円, 令和2年度7,366千円, 令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費 ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象	■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担 ◇ 適正な負担を設定 ◆ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(3)補助率の参考 基準 ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外	□ 合致する ■ 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定) ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 □ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) ■ 同一団体補助だが, 見直し設定していない □ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程 (支出根拠) ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する 書類の添付 ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外	■ 合致する (※左欄2項目とも適合) □ 概ね合致する □ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 消費者被害の未然防止を目的として, 広く市民を対象に事業を行っている	(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない	(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 消費者出前講座や消費者講演会等を通して消費者教育や啓発を図ることにより, 消費者被害の防止に寄与している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため回数は減少したが, 例年は30回以上開催し, 約1,500人が参加している。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 交付先団体は本市の消費生活相談業務受託の他に収益事業がなく, 財政基盤は脆弱と認められるため, 補助率は予算の範囲内としている。交付目的を達せられる団体が他に存在しないため, 上記の理由により補助を継続する必要があることから, 見直しの終期は定めていない。	

4平成28年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	交付先団体は本市の消費生活相談業務受託の他に収益事業がなく, 財政基盤は脆弱と認められる。さらに, 交付目的を達せられる団体が他に存在しないため, 補助を継続する必要がある。
外部評価	—	—
2次評価	継続	1次評価に同じ

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	協働事業提案制度負担金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	H22		終期	-	
予算事業名	協働のまちづくり推進費					(事業コード)		111101			
所管部署	市民生活部		市民活動課		市民活動係		電話番号	内線3515			
交付先(団体,個人等)	審査選考を経て提案事業が採択された旭川市内で市民活動を行っている団体										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	地域,市民									
	(意図) どういう状態にしたい	市民の持つアイデアやノウハウを公共的課題の解決や地域の活性化に活かし,より市民ニーズに合った公共サービスを提供するとともに,協働への理解を深め,よりよいまちづくりを目指す。									
対象事業等の内容	○提案団体自らが参加し,かつ主に市内で実施する公益的な事業 ○具体的な効果や成果が期待でき,市民サービスの向上が図られる事業 ○提案団体と市とが協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業										
積算方法	負担金上限額20万円,50万円の2コースを設定し募集する。 (上限額の範囲内であれば負担率を最大100%として認める。)										
事業量指標と過去5年間の実績	① 市民の企画提案による協働のまちづくり事業採択事業数 単位:件					② 単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	7	7	4	4	4						
成果指標と過去5年間の実績	① 市民と行政との協働事業数 単位:件					② 単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	153	152	273	262	263						

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金	2,773	1,305	2,000	945	2,000	
	団体自己負担	1,431	183	913	166	469	
	その他						
	収入合計	4,204	1,488	2,913	1,111	2,469	
	市補助率(%)	66.0%	87.7%	68.7%	85.1%	81.0%	
	支出合計	4,204	1,488	2,913			
	うち食糧費,交際費	24					
次年度繰越							
市負担額	一般財源	2,773	1,305	2,000	945	2,000	
	特定財源						
	人件費	正職員	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
		人工金額	5,044	5,097	5,158	5,156	5,226
		臨時・嘱託/会計年度任用職員					
その他事務費							
合計	7,817	6,402	7,158	6,101	7,226		
受益対象者数	341,335	338,558	335,323	332,610	329,822		
補助金単位コスト(単位:円)	23	19	21	18	22		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営,会計処理等	◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である 会計処理については,事業計画に基づき適正に処理されている。精算時に負担金交付決定額に対して余剰金が生じた場合には戻入している。					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費 ◇ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◆ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象	<input type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担 ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考 基準 ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定) ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上	<input type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input checked="" type="checkbox"/> 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) <input type="checkbox"/> 同一団体補助だが, 見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程 (支出根拠) ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6)支出を証する 書類の添付 ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外	<input type="checkbox"/> 合致する (※左欄2項目とも適合) <input checked="" type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 市民との協働による公共的な課題の解決や公共サービスの提供を目的としている	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 旭川市市民活動基本方針に基づく協働推進の取組の一環として, 市民又は市が把握する公共的な課題の解決等を図る事業について, 市民の企画提案に基づき市民と市とが協働で実施する事業の負担金であり, また, 類似した事業や補助金制度がないことから必要性が高いといえる。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 本事業で採択され実施した事業で, 手話の講座や放課後児童クラブなど市の委託事業化したもの, 環境アドバイザー制度への登録したもの, 異世代交流事業として団体と市が共催で実施継続しているもの, 本事業終了後, 団体の事業として継続(外来生物の調査, 駆除活動, 普及啓発講座)し, 市が事業支援しているものがあり, 市民と行政が連携しながら, 市民が主体となって公共的なサービスを提供する「市民主体のまちづくり」につながっている。また, 市民活動団体の持つ専門的なノウハウやツールを活かすことで事業効果の向上につながっている。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 (1)対象経費:食糧費については, 原則対象外だが, 外部講師や協力者に対する茶代等, 事業実施に必要なかつ最小限のものは認める場合があり, 適正かどうかは審査で個別に判断している。(令和2年度は執行なし) (2)受益者負担:それぞれの協働事業において, 目的と内容に応じた受益者負担を求める場合もある。 (3)補助率の参考基準:市と市民活動団体との協働により公共的課題の解決や地域の活性化を図る事業という性質上, 補助率については負担金上限額の範囲内で最大100%まで認めている。 (4)見直し期間:交付団体は年度ごとに審査によって決定するため, 見直し期間や終期は設定していない。(同一事業に対する交付は3年間までという制限は設けている。)	

4平成28年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	協働事業提案制度負担金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
見直し	地域力の向上に向け, 『地域力向上事業補助金』との統合も含め補助事業の在り方について検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
平成30年度	テーマ型の廃止(地域まちづくり推進事業と重複する点, 補助金評価の結果から判断)

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
平成29年度～令和2年度	提案書類の様式の見直し, 事業の目的や得られる成果, 協働によるメリットをより具体化するため欄を追加。また経年計画についての記載例を示し, 長期的な計画の検討を示唆した。 事業スケジュールの大幅な見直し(募集12～2月→4月～8月, 事業期間6月開始→4月開始, 担当部署との調整期間を繁忙期を回避し春先から秋口へ) 二段階審査の導入(提案件数の増加に対する措置, 書面審査を追加)

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	年度毎に提案事業の募集と選定を行うため, 継続して実施することで効果が高まる事業について, 翌年度以降の対応が課題である
解決に向けた取組	協働のきっかけづくりとしての事業であり, 前年度採択事業を翌年度に全て採択することは難しいが, 団体と市が連携を密にすることにより, 事業継続のための情報共有を図ることは可能である。

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	本事業は, 旭川市まちづくり基本条例第11条に規定する市民等と市との協働を推進するため, 市民活動団体の自発的な企画と, 実践機会を創出する上で有効であり, 継続していく必要がある。
外部評価	—	—
2次評価	見直し	提案団体数が減少している実態を踏まえ, 事業の在り方について検討すること。

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川市市民委員会活動補助金										
補助金の性格	団体への補助(運営費・事業費)					始期	S37		終期	-	
予算事業名	住民活動推進費					(事業コード)	112101				
所管部署	市民生活部		市民活動課		市民活動係		電話番号	内線 3515			
交付先(団体,個人等)	市内63地区市民委員会										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	市民									
	(意図) どういう状態にしたい	共同の福祉を増進し,住みよい地域社会を形成する。									
対象事業等の内容	一定地域内で住民によって自主的に結成された市民委員会の運営及び事業(会議関係・広報活動・交通安全推進活動・青少年育成活動・ボランティア活動・防犯活動・環境美化活動・火防活動・文化活動等)										
積算方法	均等割200,000円+世帯数割(@200円×市民委員会構成世帯数)										
事業量指標と過去5年間の実績	① 市民委員会加入世帯数					②					単位:
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	単位:
	99,486	98,712	97,830	96,398	95,535						
成果指標と過去5年間の実績	① 町内会加入率					②					単位:
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	単位:
	58.9	58.3	57.8	57.5	57.1						

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越	12,765	11,964	12,195	12,979	24,192
	市補助金	32,542	32,166	31,609	31,642	31,707
	協議会負担	25,945	25,186	24,575	24,545	21,546
	その他	38,777	43,135	38,592	26,971	34,263
	収入合計	110,029	112,451	106,971	96,137	111,708
	市補助率(%)	29.6%	28.6%	29.5%	32.9%	28.4%
	支出合計	98,065	100,256	93,992	71,945	111,708
	うち食糧費,交際費	3,521	4,781	3,088	716	5,025
	次年度繰越	11,964	12,195	12,979	24,192	0
	市負担額					
一般財源	32,542	32,166	31,609	31,642	31,707	
特定財源	0	0	0	0	0	
人件費	正職員	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	人工金額	1,441	1,456	1,474	1,473	1,493
臨時・嘱託/会計年度任用職員						
その他事務費						
合計	33,983	33,622	33,083	33,115	33,200	
受益対象者数	98,712	97,830	96,398	95,535	94,480	
補助金単位コスト(単位:円)	344	344	343	347	351	
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令, 条例, 規則, 要綱等に基づいている ◆ 支出目的, 支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
	団体の運営, 会計処理等	◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的, 事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し, 妥当である 会計処理については, 総会時において監査から会計監査報告を受けていること等から, 適正に処理されている。繰越金については, 継続して生じており随時点検する必要があるが, 年度初頭に市補助金が交付されるまでの間に必要となる運営資金(総会開催経費等)として妥当な範囲内である。				

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◆ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> □ 合致する ■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> □ 合致する ■ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<ul style="list-style-type: none"> □ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 □ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) ■ 同一団体補助だが, 見直し設定していない □ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◆ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> □ 合致する(※左欄2項目とも適合) ■ 概ね合致する □ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 市民委員会は, 地域主体のまちづくりの推進において住民活動の主力であり, 行政サービスだけでは対応しきれない地域住民の課題やニーズに応じた各種取組を実施するなど公共性も高いため, その活動に対する支援は, 不特定多数の市民に効果が行きわたり, 公益性が高い	(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 市民委員会は, 地域課題の解決に向けた取組を展開していくに当たり立案活動の中心的存在である上に, 支援の廃止・縮小は住民組織に極端な地域差を生じさせたり, 活動が不可能な地域が生じる可能性もあるなど住民活動の衰退を招くおそれがあるため, 必要性は高い	(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 町内会への加入は任意であるため, 補助金の効果が成果指標に即時に反映されにくい側面はあるものの, 住民活動の主力である市民委員会への支援は, 住民福祉の増進や住みよい地域社会の形成に寄与する活動の促進につながることから, 一定の効果がある。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 ・(2)受益者負担及び(3)補助率の参考基準については, 住民活動の活発化のため組織運営に必要な経費として均等割20万円と組織の規模に応じた世帯数割分を加算して算出し交付していることから, 基準との適合性を判断するには, 性格上馴染まないものである。 ・(4)見直し期間については, 地域主体のまちづくりを推進するためには, 住民活動の主力である市民委員会への持続的な支援が必要であることから, 見直し期間や終期は設定していない。		

4平成28年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市市民委員会活動補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
見直し	『市民委員会連絡協議会運営補助金』『地域まちづくり推進事業補助金』との関係を整理するとともに, 他都市の状況等を踏まえ, 補助単価の適正化を図ること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
	住民活動を推進するための住民組織に対する財政支援の在り方について, 関係課と引き続き検討を行う。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	役員成り手不足, 加入率の低下等, 住民組織の運営が危ぶまれる中, 運営経費の確保も困難となりつつあることから, 補助金交付は必要である。
外部評価	見直し	市民委員会それぞれの活動状況を踏まえた補助金の積算方法や補助金の交付目的に沿った適切な成果指標の設定について検討すること。また, 地域活動の担い手不足や高齢化が進行する中で, 関係団体とも協議し, 将来的に持続可能な組織や活動, それに伴う行政からの支援の在り方について検討すること。
2次評価	見直し	外部評価に同じ。 なお, 関係団体が一同に会し, 現状の課題等を共有できる場を設けるなど, 将来的な組織や活動の在り方について検討を進めること。

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川市市民委員会連絡協議会運営補助金																	
補助金の性格	団体への運営費補助					始期	S61		終期									
予算事業名	住民活動推進費					(事業コード)	112101											
所管部署	市民生活部		市民活動課			市民活動係	電話番号	内線 3516										
交付先(団体,個人等)	旭川市市民委員会連絡協議会																	
交付目的	(対象) 誰,何に対して	市民																
	(意図) どういう状態にしたい	旭川市市民委員会連絡協議会の活動を通じ,住み良い地域社会の建設と市民福祉の増進に寄与する。																
対象事業等の内容	63地区市民委員会の会長をもって組織し,市民の福祉増進のため全市的見地に立ったまちづくりの事業に取り組む旭川市市民委員会連絡協議会の運営及び事業(各地区市民委員会の連絡調整,コミュニティ活動の研究とリーダー研修,まちづくりに対する行政への提言,市民委員会活動に対する支援の推進等)																	
積算方法	当該協議会の運営に要する経費のうち補助対象経費の10分の10で,毎年度予算の定める範囲内で交付。																	
事業量指標と過去5年間の実績	① 市民委員会加入世帯数					②												
	単位:					単位:												
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02								
99,486										98,712	97,830	96,398	95,535					
成果指標と過去5年間の実績	① 町内会加入率					②												
	単位:					単位:												
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02								
58.9										58.3	57.8	57.5	57.1					

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越	935	1,137	1,146	1,155	1,655	
	市補助金	7,071	7,023	6,547	6,601	5,480	
	協議会負担	1,439	1,433	1,369	0	500	
	その他	202	10	10	10	1,512	
	収入合計	9,647	9,603	9,072	7,766	9,147	
	市補助率(%)	73.3%	73.1%	72.2%	85.0%	59.9%	
	支出合計	8,510	8,457	7,917	6,401	9,016	
うち食糧費,交際費	1,499	1,497	1,429	19	544		
次年度繰越	1,137	1,146	1,155	1,655	0		
市負担額	一般財源	7,071	7,023	6,547	6,601	5,478	
	特定財源						
	人件費	正職員	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
		人工金額	1,441	1,456	1,474	1,473	1,493
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
その他事務費							
合計	8,512	8,479	8,021	8,074	6,971		
受益対象者数	98,712	97,830	96,398	95,535	94,480		
補助金単位コスト(単位:円)	86	87	83	85	74		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営,会計処理等	◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である 会計処理については,会計責任者のもと行われ,総会時において監査から会計監査報告を受けていることから,適正に処理されている。繰越金については,数年間継続して生じているが,年度当初に市補助金が交付されるまでの間に必要となる人件費や総会に係る経費に充てる運営資金として妥当な範囲内である。					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1) 対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◆ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2) 受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(3) 補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(4) 見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<input type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input type="checkbox"/> 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) <input checked="" type="checkbox"/> 同一団体補助だが, 見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5) 交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6) 支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2 公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 当該協議会が取り組む全体的見地に立ったまちづくりの事業は, 広く市民の福祉増進に繋がる公共性の高いものであるため, その活動に対する支援は, 不特定多数の市民に効果が行きわたり, 公益性が高い。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3 必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 当該協議会は, 地域主体のまちづくりにおいて活動の主体となる市民委員会や町内会を先導し, 相互の連絡調整など重要な役割を担い, 全体的な取組を進める上でも中心的な存在であるが, 市補助金を主な財源とし, その廃止により運営が困難になるため, 必要性は高い。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 町内会への加入は任意であるため, 補助金の効果が成果指標に即時に反映されにくい側面はあるものの, 住民活動の主力である市民委員会等を先導する当該協議会への支援は, 住民福祉の増進や住みよい地域社会の形成に寄与する活動の促進につながり, 一定の効果がある。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 ・(2) 受益者負担及び(3) 補助率の参考基準については, 市民委員会連絡協議会の活動においては, 受益者が具体的に特定されるものではなく, その成果は広く地域の福祉向上に寄与する公共性の高いものであることから, 基準との適合性を判断するには, 性格上馴染まないものである。 ・(4) 見直し期間については, 地域主体のまちづくりを推進するためには, 本市の住民組織の先導となる当該協議会への永続的な支援が必要であることから, 見直し期間や終期は設定していない。		

4 平成28年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市市民委員会連絡協議会運営補助金
(1) 行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
見直し	『市民委員会活動補助金』『地域まちづくり推進事業補助金』との関係を整理した上で, 協議会の活動実態に即した補助制度となるよう検討すること。また, 補助対象経費について精査すること。
(2) 対応年度	具体的な内容と効果
平成30年度	専門部会廃止に伴う補助金の減額を行った。 住民活動を推進するための連協に対する財政支援の在り方については, 関係課と引き続き検討を行う。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5 補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6 全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	事務局の独立に向けて, 組織運営のための独自財源確保は出来ないことから, 必要経費の適正な積算に基づく補助金交付は必要である。
外部評価	—	—
2次評価	見直し	住民活動や地域づくりに係る他の補助金と併せて, 行政からの支援の在り方について引き続き検討すること。

結果欄: 継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	町内会等活性化事業補助金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	R1		終期	-	
予算事業名	住民活動推進費					(事業コード)	112101				
所管部署	市民生活部		市民活動課			市民活動係	電話番号	内線 3515			
交付先(団体,個人等)	町内会・自治会										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	町内会・自治会									
	(意図) どういう状態にしたい	町内会・自治会の組織力強化や地域の課題解決, 地域住民相互の交流促進等の活動を支援することで, 地域力の向上及び地域主体のまちづくりの推進する。									
対象事業等の内容	町内会・自治会の組織力強化や, 地域の課題解決, 地域住民相互の交流促進等の活動に関する事業										
積算方法	上記事業に係る補助対象経費の10分の10以内又は10分の8以内で, 10万円を限度に毎年度予算の定める範囲内で交付。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助金交付事業(団体数) 単位:団体					② 単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
				16	6						
成果指標と過去5年間の実績	① 町内会加入率 単位:%					② 単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
				57.5	57.1						

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越					0	
	市補助金			1,131	436	1,500	
	町内会負担金			1,000	836	1,558	
	参加者負担金			49	0	120	
	寄付金			175	0	106	
	売り上げ			87	0	87	
	収入合計			2,442	1,272	3,371	
	市補助率(%)			46.3%	34.3%	44.5%	
	支出合計			2,442	1,272	3,133	
	うち食糧費, 交際費			290	200	1,148	
次年度繰越							
市負担額	一般財源			1,131	436	1,500	
	特定財源						
	人件費	正職員			0.2	0.2	0.2
		人工金額			1,474	1,473	1,493
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
その他事務費							
合計			2,605	1,909	2,993		
受益対象者数			7,568	2,905	6,494		
補助金単位コスト(単位:円)			344	657	461		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令, 条例, 規則, 要綱等に基づいている ◆ 支出目的, 支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営, 会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的, 事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し, 妥当である					

※人件費(正職員分)は, 平成29年度7,205千円, 平成30年度7,282千円, 令和元年度7,369千円, 令和2年度7,366千円, 令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> □ 合致する ■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> □ 合致する ■ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<ul style="list-style-type: none"> □ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 ■ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) □ 同一団体補助だが, 見直し設定していない □ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◆ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> □ 合致する(※左欄2項目とも適合) ■ 概ね合致する □ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 地域課題の解決や, 地域の特性, 魅力等を生かした活性化への取組など, 地域主体のまちづくりの推進を目的としており, 公益性は高い。	(左の内容を踏まえての評価) <ul style="list-style-type: none"> ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない 	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 地域コミュニティの維持・充実が重要な課題となっている中, 地域活性化のための様々な取組を行政として支援していく必要がある。	(左の内容を踏まえての評価) <ul style="list-style-type: none"> ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない 	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 地域主体のまちづくりを進めていくためには, 地域コミュニティの基礎単位である町内会等の活性化が不可欠であり, 令和元年度には16団体(令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により団体数減)が補助金を活用して, 地域の見守り事業や世代間交流事業, 自主防災事業などを実施しており, 町内会等の活性化の推進に寄与した。	(左の内容を踏まえての評価) <ul style="list-style-type: none"> ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない 	
5その他	<p>「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。</p> <p>受益者負担については, 実施事業の内容から必要に応じて, 適正に費用負担を求めている。</p> <p>補助率については, 地域力の向上等を目的とした事業に取り組みやすいように, 補助率を10分の10以内又は10分の8以内としている。</p> <p>見直し期間については, 交付団体は年度毎に審査によって決定するため, 見直し期間や終期は設定していない。</p>		

4平成28年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
令和元年度～令和2年度	事業スケジュールの見直し(募集4月～5月→1月～3月, 事業期間6月開始→5月開始) 審査委員から市民活動課長を外した。 採点方法の見直し(審査委員全員の平均点→最低点と最高点を付けた審査委員の点数を除いた点数の平均点)

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	本事業は, 町内会の担い手不足という課題解決のため, 地域を活性化し, 地域コミュニティの維持・充実を図る上で有効であり, 継続していく必要がある。
外部評価	—	—
2次評価	継続	1次評価に同じ

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	旭川市市民憲章推進委員会活動補助金										
補助金の性格	団体への運営費補助					始期	S35		終期	-	
予算事業名	平和都市・市民憲章推進費					(事業コード)	111106				
所管部署	市民生活部		市民活動課			市民活動係		電話番号	内線 3516		
交付先(団体,個人等)	旭川市市民憲章推進委員会										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	市民									
	(意図) どういう状態にしたい	市民憲章の普及・啓発を図り,市民憲章の理念が市民生活に融和し,豊かな郷土を築くための様々な活動を展開し,推進していく。									
対象事業等の内容	○市民憲章の普及・啓発(チラシの作成・配布) ○市民憲章関連事業の取組(ごみのポイ捨て禁止運動(春・秋),関連事業への参加等)										
積算方法	交付要綱第2条に基づき,市民憲章推進委員会の当該年度における活動に要する経費について算出し,毎年度予算の定める範囲内で交付している。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 構成団体数					②					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	18	18	18	17	17						
成果指標と過去5年間の実績	① 関連事業参加人数					②					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	3,242	4,379	4,088	3,513	0						

2収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越	17	17	17	17	17	
	市補助金	100	100	100	200	100	
	協議会負担						
	その他						
	収入合計	117	117	117	217	117	
	市補助率(%)	85.5%	85.5%	85.5%	92.2%	85.5%	
	支出合計	100	100	100	200	100	
うち食糧費,交際費							
次年度繰越	17	17	17	17	17		
市負担額	一般財源	100	100	100	200	100	
	特定財源						
	人件費	正職員	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
		人工金額	1,441	1,456	1,474	1,473	1,493
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
その他事務費							
合計	1,541	1,556	1,574	1,673	1,593		
受益対象者数	341,335	338,558	335,323	332,610	329,822		
補助金単位コスト(単位:円)	5	5	5	5	5		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営,会計処理等	◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である					
		会計処理については,会計責任者のもと行われており,また総会時において,監査から会計監査報告を受けていることから,適正に処理されている。繰越金については,数年間継続して生じているが,市補助金が交付されるまでの間に,総会に係る経費の支出等が必要であることから,妥当である。					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◆ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<input type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input type="checkbox"/> 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) <input checked="" type="checkbox"/> 同一団体補助だが, 見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程 (支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6)支出を証する 書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する (※左欄2項目とも適合) <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 旭川市民にとって道しるべとなる市民憲章を広く市民に普及・啓発することを目的としている。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 旭川市民にとって道しるべとなる市民憲章を広く市民に普及・啓発することを目的としている。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 旭川市や関連団体で取り組む行事への参加呼びかけ等普及啓発活動を行うことは, 旭川市民にとって道しるべとなる市民憲章を広める効果がある。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 1(2)全市民に及ぶものであり, 受益者負担になじまない。(3)補助率の参考基準については, 市民憲章推進委員会の活動においては, 受益者が具体的に特定されるものではなく, その成果は広く市民に寄与する公共性の高いものであることから, 基準との適合性を判断するには, 性格上馴染まないものである。(4)市民憲章の普及・啓発のため, 当該委員会が安定的に活動を継続できるよう補助を行うものであり, 見直し期間は設定していない。		

4平成28年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市市民憲章推進委員会活動補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
令和2年度	より多くの市民の目に市民憲章が触れるように, デザインの変更等, PRチラシの見直しを行った。

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	例年多くの市民参加により市民憲章関連事業を実施しており, 今後も多くの市民が参加できるよう取り組む。
外部評価	—	—
2次評価	継続	市民憲章の普及・啓発のため, 当該委員会が安定的に活動を継続できるよう補助を行う必要がある。

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川市地域会館建設費等補助金																																																
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	S43		終期																																								
予算事業名	地域会館建設費等補助金					(事業コード)	112105																																										
所管部署	市民生活部		市民活動課		市民活動係		電話番号	内線 3516																																									
交付先(団体,個人等)	町内会,地区市民委員会,2以上の町内会の連合体等住民活動の母体となっている団体																																																
交付目的	(対象) 誰,何に対して	地域住民																																															
	(意図) どういう状態にしたい	地域の住民組織活動をはじめ,青少年の健全育成,福祉活動,社会教育活動等住民の主体性と連帯性を高め,これらの主体的な活動を推進するための活動の拠点となる地域会館の整備等を行う。																																															
対象事業等の内容	地域会館等を新築,増改築,修繕若しくは取得又は会館等の敷地に融雪設備を設置する場合で,これらに要する費用が30万円以上のもの。																																																
積算方法	上記費用上記事業に要する費用の2分の1以内,新築,増改築,取得は700万円,解体は200万円,修繕は100万円を限度額とする。																																																
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助団体数					②																																											
	単位:団体					単位:																																											
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02																																							
9										7										5										3										10									
成果指標と過去5年間の実績	① 地域会館数					②																																											
	単位:館					単位:																																											
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02																																							
289										288										290										288										283									

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金	2,922	2,691	836	5,961	8,164	
	団体負担金	5,862	5,386	1,675	7,341	9,202	
	その他						
	収入合計	8,784	8,077	2,511	13,302	17,366	
	市補助率(%)	33.3%	33.3%	33.3%	44.8%	47.0%	
	支出合計	8,784	8,077	2,511	13,302	17,366	
うち食糧費,交際費							
次年度繰越							
市負担額	一般財源	2,893	2,661	802	5,961	8,164	
	特定財源	29	30	34			
	人件費	正職員	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
		人工金額	2,162	2,185	2,211	2,210	2,240
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
その他事務費							
合計	5,084	4,876	3,047	8,171	10,404		
受益対象者数	3,921	2,163	2,618	6,920	9,886		
補助金単位コスト(単位:円)	1,297	2,254	1,164	1,181	1,052		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営,会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である							

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<ul style="list-style-type: none"> □ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 ■ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) □ 同一団体補助だが, 見直し設定していない □ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する(※左欄2項目とも適合) □ 概ね合致する □ 合致しない
2 公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 地域会館は地域の住民組織活動など, 様々な活動の場であり, 住民の主体性と連帯性を高める活動の用に供するため, 公益性が高い。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない	
3 必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 会館の新築や修繕等には多額の費用を要することから, 市の補助がない場合, 住民の費用負担が大きくなり, 会館を維持していくことができない。また, 地域コミュニティ活動の場として, 老朽化した既存の会館を活用していくためにも, 本補助は必要である。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない	
4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 現在, 多くの地域会館で老朽化が進んでおり, 修繕のニーズが増加していることから, 時代のニーズに合ったものである。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない	
5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。		

4平成28年度行政評価への対応状況等(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市地域会館建設費等補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
見直し	公共施設の活用等, 既存ストックの活用の視点から事業の在り方について引き続き検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
令和元年度・2年度	地域会館の老朽化が進んでいるところも多く, 地域活動の拠点整備についてのニーズが多様化していることから, より町内会のニーズに合った活用しやすい制度にするため, 令和元年度に解体を補助対象に追加したほか, 令和2年度には補助率を3分の1から2分の1に変更する見直しを行った。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	地域会館の約6割が築年数30年以上経過しており, 本事業の需要が高まっている。地域団体が求めるニーズに答えられていない。(当年度の補助執行)
解決に向けた取組	緊急性などを考慮しながら, 優先度を定める必要がある。

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	地域会館は, コミュニティ活動の中心的な施設として, また市が設置するコミュニティ施設(住民センター等)を補完する施設として, 大きな役割を果たしており, 会館を所有する町内会等の負担軽減を図るためには今後も継続した補助が必要である。
外部評価	—	—
2次評価	継続	1次評価に同じ

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	地域まちづくり推進事業負担金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	R1		終期	—	
予算事業名	地域まちづくり推進事業費					(事業コード)	112102				
所管部署	市民生活部 地域まちづくり課					係	電話番号		内線3518		
交付先(団体,個人等)	旭川市地域まちづくり推進協議会設置要綱の別表に定める各協議会の所管区域の住民等が組織する団体等										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	地域まちづくり推進協議会のエリアに居住する住民等									
	(意図) どういう状態にしたい	行政課題の解決に向けた取組を推進するため,身近な地域で住民が主体的にまちづくりに参画し,地域住民が安心して生き生きと暮らしている状態									
対象事業等の内容	あらかじめ市が提案するテーマに沿って,地域まちづくり推進協議会の意見を踏まえて実施する,行政課題の解決に向けた事業 ※令和元年度から,地域まちづくり推進事業補助金の一部(行政提案事業)を負担金制度とした。										
積算方法	負担金交付要綱に定めた対象経費で,次の2つの事業について,それぞれ定める額を限度に交付する。 1 子どもの居場所づくり事業 :15万円 2 地域お助け隊事業 :10万円										
事業量指標と過去5年間の実績	① 地域まちづくり推進事業補助金・負担金の交付件数 単位:件					② 単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	36	38	61	64	52						
成果指標と過去5年間の実績	① 地域まちづくり推進協議会の事業・活動に参画した地域住民の人数 単位:人					② 単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	1,379	1,384	1,454	1,478	1,006						

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金			350	271	500	
	協議会負担						
	自主財源			16			
	その他			8	3		
	収入合計			374	274	500	
	市補助率(%)			93.6%	98.9%	100.0%	
支出合計	うち食糧費,交際費			0	0	0	
	次年度繰越						
市負担額	一般財源			200	199	200	
	特定財源			150	72	300	
	人件費	正職員			0.06	0.06	0.08
		人工金額			442	442	597
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
	その他事務費						
合計			792	713	1,097		
受益対象者数			331,320	328,563	328,563		
補助金単位コスト(単位:円)			2	2	3		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営,会計処理等	◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である 会計処理は,会計責任者のもと適正に行われ,実績報告時に支出証拠書類が添付され確認している。各協議会の意見を反映した事業に負担金を交付しており,事業内容と補助目的の整合性は取れている。繰越金はない。					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との適合性	(1)対象経費 ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象	■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担 ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外	□ 合致する ■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準 ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外	□ 合致する ■ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定) ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 ■ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) □ 同一団体補助だが, 見直し設定していない □ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠) ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付 ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外	■ 合致する(※左欄2項目とも適合) □ 概ね合致する □ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 地域住民の参画による行政課題の解決に向けた取組の推進を目的としており, 公益性は高い。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 設定した事業量指標である「地域まちづくり推進事業補助金・負担金の交付件数」が平成28年度の36件から令和元年度は64件と増加しており, 地域のまちづくり活動の推進が図られている。(令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で減少した。)地域が抱える課題の解決に向け, 様々な担い手による主体的な取組について, 引き続き支援が必要である。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 成果指標である「地域まちづくり推進協議会の事業・活動に参画した地域住民の人数」が平成28年度の1,379人から令和元年度は1,478人と増加しており, 地域の主体的なまちづくり活動が推進されている。(令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で減少した。)	(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 【1(2)及び(3) 補助金交付基準との適合性で合致しない理由】 本負担金は, 行政課題の解決を主としながら, 地域で活動する様々な団体の連携を促進し, 地域の主体的なまちづくり活動を支援することで地域力の向上と合わせて地域の活性化を図ることを目的として, 特に政策的に実施しているものであるため。	

4平成28年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	行政側が提案する事業テーマについては, 必要に応じて見直しを行うが, 本制度は, 行政課題の解決に向けて地域の主体的な取組を支援する上で継続が必要である。
外部評価	—	—
2次評価	継続	1次評価と同じ

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	地域まちづくり推進事業補助金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	H22		終期	—	
予算事業名	地域まちづくり推進事業費					(事業コード)	112102				
所管部署	市民生活部 地域まちづくり課					係	電話番号	内線3518			
交付先(団体,個人等)	旭川市地域まちづくり推進協議会設置要綱の別表に定める各協議会の所管区域の住民等が組織する団体										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	地域まちづくり推進協議会のエリアに居住する住民等									
	(意図) どういう状態にしたい	身近な地域で住民が主体的にまちづくりに参画し,地域住民が安心して生き生きと暮らしている状態									
対象事業等の内容	地域まちづくり推進協議会の意見を踏まえて実施する地域課題の解決策や,地域の特性,魅力等を生かした活性化への取組など,個性ある地域づくりを推進するための事業										
積算方法	補助金交付要綱に定めた補助対象経費で,次の3つの事業について,それぞれ定める額を限度に交付する。 1 主体的な地域づくり事業:1つのまちづくり推進協議会につき20万円 2 包括型補助金モデル事業:1つのまちづくり推進協議会につき40万円(活動計画に基づき複数事業を一体的に実施) 3 地域提案事業:地域提案の事業区分に応じて10・15・20万円										
事業量指標と過去5年間の実績	① 地域まちづくり推進事業補助金・負担金の交付件数 単位:件					② 単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	36	38	61	64	52						
成果指標と過去5年間の実績	① 地域まちづくり推進協議会の事業・活動に参画した地域住民の人数 単位:人					② 単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	1,379	1,384	1,454	1,478	1,006						

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	収入内訳						
	市補助金	4,490	5,948	5,569	4,181	6,600	
	協議会負担						
	自主財源		197	67	229		
	その他	231	996	208	116		
	収入合計	4,721	7,141	5,844	4,526	6,600	
市補助率(%)	95.1%	83.3%	95.3%	92.4%	100.0%		
支出合計	4,721	7,141	5,844	4,526	6,600		
うち食糧費,交際費	303	222	129	21	0		
次年度繰越							
市負担額	一般財源	4,336	5,585	5,193	3,974	5,850	
	特定財源	154	363	376	207	750	
	人件費	正職員	0.38	0.61	0.64	0.49	0.73
		人工金額	2,738	4,442	4,716	3,609	5,450
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
その他事務費							
合計	7,228	10,390	10,285	7,790	12,050		
受益対象者数	337,254	334,054	331,320	328,563	328,563		
補助金単位コスト(単位:円)	21	31	31	24	37		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営,会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である					
会計処理は,会計責任者のもと適正に行われ,実施報告時に支出証拠書類が添付され確認している。各協議会の意見を反映した事業に補助金を交付しており,事業内容と補助目的の整合性は取れている。繰越金はない。							

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金 交付 基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
	(3)補助率の参考基準	◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	□ 合致する
	(4)見直し期間(終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 ■ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) □ 同一団体補助だが, 見直し設定していない □ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有	■ 合致する(※左欄2項目とも適合)	
	◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施		
	◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する	
	◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの)		
2公益性	◇ 上記以外	□ 合致しない	
	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 地域課題の解決や, 地域の特性, 魅力等を生かした活性化への取組など, 地域づくりの推進を目的としており, 公益性は高い。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 設定した事業量指標である「地域まちづくり推進事業補助金・負担金の交付件数」が平成28年度の36件から令和元年度は64件と増加しており, 地域のまちづくり活動の推進が図られている。(令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で減少した。)地域が抱える課題の解決に向け, 様々な担い手による主体的な取組について, 引き続き支援が必要である。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない	
	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 成果指標である「地域まちづくり推進協議会の事業・活動に参画した地域住民の人数」が平成28年度の1,379人から令和元年度は1,478人と増加しており, 地域の主体的なまちづくり活動が推進されている。(令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で減少した。)	(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 【1(2)及び(3) 補助金交付基準との適合性で合致しない理由】 本補助金は, 地域で活動する様々な団体の連携を促進し, 地域の主体的なまちづくり活動を支援することで, 地域力の向上と合わせて地域の活性化を図ることを目的として, 特に政策的に実施しているものであるため。		

4平成28年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	地域まちづくり推進事業補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
見直し	『市民委員会連絡協議会運営補助金』『旭川市市民委員会活動補助金』との関係を整理し, 補助事業の在り方について検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
	地域づくりを推進するための各団体に対する財政支援の在り方について, 関係課と引き続き検討を行う。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	地域の課題解決に向けた活動(補助事業)の一層の活性化
解決に向けた取組	地域のニーズや課題を把握し, 地域活動団体の連携強化と地域自治意識の醸成を図る。

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	地域の各種団体が地域課題を共有し, 課題解決に取り組む際の補助制度であり, 地域の主体的な活動を支援する上で継続が必要である。
外部評価	—	—
2次評価	見直し	住民活動や地域づくりに係る他の補助金と併せて, 行政からの支援の在り方について引き続き検討すること。

結果欄: 継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)